

平成29年度事業報告

概 要

- 1 公益目的事業である資格付与講習(登録講習事業)は、臨時開催を含め209回実施し、受講者総数は10,280人と平成28年度実績の9,668人に比較して6.3%増加となった。
- 2 登録技能講習等事業の的確な実施と適正経理の確保を図るとともに、提供サービスの品質向上の取組に着手した。
- 3 収支状況は公益目的事業会計、全体会計とも若干の赤字決算となり収支相償は確保された。
- 4 死亡労働災害対策、働き方改革推進、改正労働契約法対応等、労働福祉を取り巻く諸課題について、関係行政機関との連携のもとにその周知啓発に努めた。

I 事業

1 公益目的事業(安全衛生教育事業等)の実施

(1) 資格付与講習

北海道労働局登録教習機関として次の技能講習等を実施した。

イ 「フォークリフト運転技能講習」等12種の技能講習を192回実施。

ロ 安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習を17回実施。

平成29年度技能講習等実施状況

講 習	回数	受講者数	講 習	回数	受講者数
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	21 (19)	1,204 (1,055)	クレーン運転技能講習(小型移動式・床上操作式)	16 (15)	407 (364)
ガス溶接技能講習	10 (10)	323 (342)	玉掛け技能講習	29 (29)	962 (947)
乾燥設備作業主任者技能講習	4 (4)	209 (213)	プレス機械作業主任者技能講習	2 (2)	88 (77)
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	25 (25)	1,829 (1,761)	フォークリフト運転技能講習	36 (36)	944 (941)
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	17 (15)	1,128 (1,060)	有機溶剤作業主任者技能講習	22 (20)	1,526 (1,489)
石綿作業主任者技能講習	8 (7)	547 (377)	鉛作業主任者技能講習	2 (2)	116 (75)
安全衛生推進者等養成講習	17 (16)	997 (967)	合 計	209 (200)	10,280 (9,668)

(下段は平成28年度)

ハ 内部監査の実施

10支部に対し延べ11回実施した。

ニ サービスの品質向上の取組

修了証発行期間短縮

修了試験問題全面見直し

その他

(2) 労働災害防止・健康保持増進のための講習、セミナー

イ 衛生管理者試験準備講習会

札幌市において3回開催した。受講者総数は138名。

ロ 衛生管理者等セミナー

札幌市において3月2日に開催した。参加者数は37名。

(3) 労働条件確保・向上研修会

イ 労務管理講習会

地区労働基準協会と連携し、9月～11月に全道13か所で開催した。

受講者総数は1,001名。

ロ 新規講習

本年度拡充した公益事業の一環としての新規講習「管理監督者研修」のカリキュラム案を策定し、講習の試行と受講者アンケート調査を行った。

(4) 平成29年度第38回北海道産業安全衛生大会

北海道労働局・中央労働災害防止協会・北海道経済連合会の後援を受け、当会ほか労働安全衛生関係17団体が主催して北海道産業安全衛生大会を開催した。

開催日時 平成29年9月21日(木) 13:30～16:30

場 所 共済ホール(札幌市中央区北4条西1丁目)

参加者数 500名

基調報告 労働災害の現状と課題

北海道労働局労働基準部安全課長 工藤英司氏

事例報告 スローガン「慌てない・妥協しない・不安を残さない」を実現する
現場管理の工夫

(株)熊谷組北海道支店 阿部高広氏

当社の安全衛生活動～リスク低減への取組について

レンゴー(株)北海道事業部 新川逸彦氏

特別講演 思いやるコミュニケーションが安全の礎を築く

コント山口君と竹田君

2 収益事業

登録技能講習等の教材として受講者に講習用テキスト累計9,743部を販売した。

3 その他の事業（労働関係法律周知・啓発事業の実施）

(1) 労働条件の確保・改善対策の推進

- イ 国の委託事業「新規起業事業場就業環境整備事業」「介護事業場就業環境整備事業」「無期転換等セミナー」による、労働条件の確保・改善のための説明会、個別指導等を行った（（公社）全国労働基準関係団体連合会北海道支部として実施）。
- ロ （公社）全国労働基準関係団体連合会が札幌市で開催した外国人技能実習制度関係者養成講習実施に協力した。
- ハ 平成29年10月25日付けで北海道労働局長と北海道知事連名の「長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請」により「過重労働解消キャンペーン」等の周知啓発協力要請を受け、当連合会ホームページに掲載するとともに各地区協会へ周知した。

(2) 労働災害防止と健康保持増進対策の推進

- イ 北海道における死亡労働災害多発傾向に対処すべく、北海道労働局長の提唱に応じ平成29年4月28日に労働災害防止3団体（建設、林業木材製品製造、陸上貨物運送）とともに緊急共同宣言に参加した。これを受け、各地区労働基準協会への通知、労基ニュース、ホームページによる周知とともに、定時総会において死亡労働災害撲滅に向けての特別決議を行った。また、かかる状況について、北海道産業安全衛生大会、地区労働災害防止大会（十勝地区産業安全衛生大会、平成29年7月19日帯広労働基準協会と共催）、労務管理実務講習会のテーマに位置付ける等により情報提供、周知啓発を行い意識高揚に努めた。
- ロ 平成29年10月12日付けで北海道労働局長より「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について」と標題のある要請があり、当連合会ホームページに掲載するとともに各地区協会へ周知した。

このほか、同局より「はしご・脚立からの墜落・転落災害の防止について（要請）」「転倒災害に係る教材の作成について」「車両の逸走による労働災害の防止等について（要請）」「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」等の取組について（協力依頼）」等の文書要請を受け、同様に周知を行った。
- ハ 日本労働衛生コンサルタント会との連携により受動喫煙防止セミナーを合計2回開催した。
- ニ 中央労働災害防止協会、地区労働基準協会との連携によりリスクアセスメント実務研修会を合計6回開催した。
- ホ 中小企業無災害記録証について地区労働基準協会からの推薦を受け中央労働災害防止協会へ進達し、合計10件が授与された。

Ⅱ 会 議

1 当会主催会議

- (1) 定時総会
平成29年6月15日 札幌全日空ホテル
- (2) 理事会
第1回 平成29年 5月24日 札幌全日空ホテル
第2回 平成29年 6月15日 札幌全日空ホテル
第3回 平成29年11月16日 ANAクラウンプラザホテル札幌
第4回 平成30年 3月23日 ANAクラウンプラザホテル札幌
- (3) 事業監査
平成29年 5月 9日 札幌全日空ホテル
- (4) 全道地区支部長会議（兼 地区労働基準協会事務局長会議）
平成30年 2月19日 ANAクラウンプラザホテル札幌
- (5) 地区支部事務担当者会議
平成29年11月13日 TKP札幌駅前カンファレンスセンター
- (6) 技能講習試験問題検討会議
平成29年10月30日 北海道労働基準協会連合会
- (7) 北海道産業安全衛生大会実行委員会
平成29年7月21日 札幌全日空ホテル

2 関係機関・団体等主催の会議等

- (1) 北海道労働局
緊急共同宣言
平成29年 4月28日 北海道労働局
安全衛生関係団体等連絡会議
平成29年 4月28日 北海道労働局
安全衛生表彰式
平成29年 7月 5日 京王プラザホテル札幌
北海道労働局・安全衛生関係団体等協議会
第1回 平成29年10月16日 北海道労働局
第2回 平成30年 2月 6日 北海道労働局
- (2) 関係行政機関
道民の健康づくり推進協議会（第2回）
平成29年11月 2日 北海道庁
メンタルヘルス連絡会議
平成30年 2月26日 北海道労働局

- (3) (公社)全国労働基準関係団体連合会
通常総会
平成29年 5月29日 アジュール竹芝
第1回全国支部事務局長会議
平成29年 5月29日 アジュール竹芝
第2回全国支部事務局長会議
平成29年11月30日 TKP御茶ノ水カンファレンスセンター
第3回全国支部事務局長会議
平成30年 2月23日 TKP御茶ノ水カンファレンスセンター
拡大ブロック代表者会議
平成30年 3月26日 メルパルク東京
- (4) 中央労働災害防止協会
第3回幹事会・平成29年度通常総会
平成29年5月30日 経団連会館
北海道・東北ブロック連絡会議
平成29年12月21日 東北安全衛生サービスセンター
都道府県労働基準協会連絡会議
平成30年 2月22日 芝パークホテル
- (5) 北海道産業保健総合支援センター
北海道産業保健活動推進協議会
平成30年 2月 6日 札幌グランドホテル
北海道産業保健総合支援センター運営協議会
平成30年 2月15日 プレスト1・7ビル
- (6) (一社)全国登録教習機関協会
北海道・東北ブロック会議
平成29年 9月20日 ホテルさっぽろ芸文館

Ⅲ 広 報

1 会報「労基ニュース」

各号発刊に先立って実施する北海道労働局広報会議結果を踏まえて編集を行い内容の充実に努めた。隔月に6,000部を発行し、会員及び関係機関等へ配布するとともに地区協会入会勧誘の資料としても活用した。

2 ホームページ

講習日程、大会・セミナー等の告知、関係行政機関からの周知要請等について随時更新した。

*事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の付属明細書は作成しない。